平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る取扱い等(医療保険、介護) に関する通知の取りまとめ 千葉県医師会

平成 23 年 3 月 17 日

会員各位

千葉県医師会

平成23年東北地方太平洋沖地震に関連する文書を平成23年3月16日付でFAX送信しましたが、再度下記のとおりご案内致します。

また、平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて(介護関係)が発出されました。通知の別添は、「平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る取扱いにはる通知の取りまとめ」(平成23年3月16日付FAX送信P4)の「平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて」を参照願います。

- 地震の被災者が受診した際は、保険証が無くても 保険診療可。(自己負担額は徴収)
- 一部負担金の猶予対象者の要件に該当する被災 者で、自己負担額の支払いが困難な場合は患者負 担分を含めた10割を請求する。

(詳細は平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る取扱い等に関する通知の取りまとめ」 (平成23年3月16日付FAX送信を参照願います)

記

平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者が受診したときに被保険者証、公費負担医療等の関係書類を紛失あるいは家庭に残したまま避難し、提示できないときは下表のとおり取扱い願います。請求方法は後日示されます。

詳細は、「平成23年東北地方太平洋沖地震による 被災者に係る取扱い等に関する通知の取りまとめ」 (平成23年3月16日付FAX送信P1)を参照ください。

H23 東北地方太平洋沖地震の被災者が被保険者	
証等の提示できない場合	
保険診療を受けることが可能な申し立て内容の	
一覧	
被用者保険の 被保険者	氏名、生年月日、事業所名
国民健康保険の 被保険者	氏名、生年月日、住所
後期高齢者医療 制度の被保険者	氏名、生年月日、住所
公費負担医療の 対象者	①各制度の対象者であることの申し出 ②氏名 ③生年月日 ④住所 等

この場合は、通常の保険診療と同じように自己負担額を徴収し、保険者負担分を審査支払機関等に請求する。

★被災者のうち以下の**要件を満たし、自己負担額の** 支払いが困難な患者さんの一部負担金等については、支払いを猶予し、必要な手続を踏まえた上で、 患者負担分を含めた10割を審査支払機関等へ請求する。 なお、請求の具体的な手続きについては、追っ て連絡する予定。

- 1 対象者の要件
 - (1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村のうち
 - (2) 東北地方太平洋沖地震又は長野県北部の地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。
 - ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- 2 取扱いの期間

当面、5月までの診療分、調剤分及び訪問看護分について、5月末日まで支払を猶予する取扱いとする。

- 3 医療機関における確認等
 - 1(1) 1(2)の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を診療録の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて (介護関係)

今般の東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴い、保険診療関係等の取扱いについて、平成23年3月15日付事務連絡が、厚生労働省保険局医療課および老健局老人保健課より発出された。

介護保険関連では、「6. 訪問看護の取扱いについて」について、同様の取扱いとなる。

(下記通知の<u>別添</u>については、平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る取扱い等に関する通知の取りまとめ」(平成23年3月16日付FAX送信P4)の「平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて」を参照ください)

事務連絡 平成23年3月16日 各都道府県介護保険主管部(局) 御中 厚生労働省老健局老人保健課

平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地 震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて

今般の東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴い、平成23年3月15日付「平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて」を<u>別添</u>のとおり地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)宛に発出いたしましたので、関係団体への周知をお願いいたします。